

別海町酪農研修牧場 研修生募集のお知らせ

別海町酪農研修牧場では、就農を目指す研修生を随時募集しており、未経験の方も研修から新規就農までサポートします。

また、将来的に独立就農をお考えの方も随時相談を受け付けています。

詳しい内容や申し込み方法、就農の相談については、右記問合せ先にご連絡ください。



■受入条件

- おおむね40歳未満までの夫婦またはパートナーのいる方
- 18歳以上30歳未満の独身の方
- 研修終了後、町内で就農または酪農関連業務に従事する方

■研修期間

原則3年間（経験や力量の程度により調整します。）

■研修生の待遇

酪農研修生は(有)別海町酪農研修牧場の職員となります。（各種保険等完備）

■研修手当

月額188,900円（夫婦で377,800円）を支給します。

■募集期間

随時募集中

■申込み・問合せ

〒088-2576 別海町西春別347番地63

有限会社別海町酪農研修牧場

TEL77-1050 担当 山崎・福士

令和3年度 定期工事監査結果報告書の公表

地方自治法第199条第1項および第4項の規定により実施した令和3年度定期工事監査の結果報告書を3月23日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 竹中 仁・外山 浩司

■監査の実施期間

1月27日から28日の2日間

■監査の対象

令和3年4月1日から令和3年11月30日までに契約した工事77件、業務委託67件、計144件のうちから選定した4件の工事

■監査の方法

関係法令や設計図書などに基つき適切に執行されているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の提出を求めるとともに、所管課職員からの説明聴取により実施した。

■監査の結果

工事を監査した結果は次のとおりである。

(1)入札・契約

入札や契約は適正に行われ、契約書などの関係書類は完備されていることを確認した。

(2)工事監理

工事監督員の指示・承諾・協議等は的確に行われており、監理体制全般についても法令等を遵守し適正に実施されていることを確認した。

(3)施工管理

出来形や品質管理は的確に実施され、工事記録写真など成果品の整理も適正であることを確認した。

■むすび

令和3年度に実施した工事監査において、それぞれの工事は目的に沿っておおむね正確に実施されたことを確認した。

今後においても限られた財源で事業を実施するためには、施設の重要度を見極め、常に費用対効果を意識した計画・設計と適正な工事実施に一層努められるとともに、完成した施設について適正な維持管理に努められることを望むものである。

問合せ／監査委員事務局（内線2810）

住宅の耐震診断・耐震改修等費用の一部を補助します

既存住宅の耐震性の向上を図り、大地震による倒壊被害などを未然に防ぐため、耐震診断や耐震改修などを行う方に対して、費用の一部を補助します。

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

■補助金の対象者・建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗併用住宅
 - ・補強設計、耐震改修工事、解体工事、建て替え工事を行う場合は、耐震診断の結果、耐震性能を満たさないと判断されていること
 - ・町内に住所を有し、対象住宅の所有者またはその2親等以内の親族で、当該住宅に居住する個人であること
 - ・町税を滞納していないこと
- ※耐震改修工事、建て替え工事は、所定の技術基準を確保していただく必要があります。

■申込期限

9月15日(木) ※期限厳守

■補助金の交付額について

- ・耐震診断 上限8万9千円
 - ・補強設計 上限10万円
 - ・耐震改修工事、解体工事、建て替え工事

100万円未満の場合	上限20万円
100万円以上200万円未満の場合	上限30万円
200万円以上300万円未満の場合	上限50万円
300万円を超える場合	上限70万円
- 問合せ／建築担当 (内線3311・3312)

別海町不良空家等除却費補助金について

町民の皆さんの安全・安心な生活環境を確保するため、倒壊や建材等の飛散の恐れがある、老朽化が著しい不良空家等の除却費の一部を補助します。

詳しくは町ホームページをご覧ください、下記担当までお問い合わせください。

■対象物件 次の条件を全て満たす不良空家等が対象となります。

- ・町内の市街地区に存在する不良空家等であること
- ・空き家となり1年以上経過していること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・故意に破損させたと認められるものでないこと
- ・この補助金以外に、他の建築物の除却に関する補助を受けていないこと

※不良空家等とは、調査申請受付後に町が行う事前調査で「不良住宅」と判定された住宅であること

■対象者 次の条件を全て満たす方が対象となります。

- ・補助対象物件の所有者など（共有名義または相続人である場合は、その共有者と相続人全員の同意書を提出することができる方）であること
- ・町税を滞納していないこと
- ・暴力団員に該当しないこと

■対象経費

- ・補助の対象となる不良空家等を取り壊す費用（その敷地の門や塀、樹木、家財道具の処分費は対象となりません。）

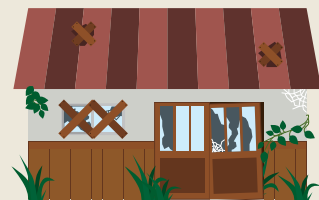
■補助金額

補助対象物件1戸当たり、次に掲げる額のうちいずれか少ない額

- ・除却工事費の5分の4以内の額（千円以下は端数切捨て）
- ・国土交通大臣が定める除却工事費の1平方メートル当たりの額に除却工事を行った延べ床面積を乗じて得た額の5分の4以内の額
- ・100万円

■受付期限 10月31日(月)

※予算額に達した場合は、補助金交付申請を翌年度に持ち越す場合があります。



町ホームページ
検索キーワード

不良空家



問合せ／住宅担当 (内線3313・3314)